

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 18 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成20年11月17日（月曜日）		開会 13時59分		閉会 15時18分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山口、荒木、渡辺、堀、酒井				事務局	田湯次長
		委員外～窪之内、大谷					寺嶋主査
欠席委員		堀田					
説明員		別紙のとおり			議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 滝川市社会福祉事業団への事業移管について						
	※終了後、狩野部長より生活保護費詐取事件に係る裁判の経過及び今後の予定について						
	報告があった。						
	2 その他について						
	なし						
	3 次回委員会の日程について						
	11月26日(水) 13時30分						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊞							

平成20年11月17日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成20年11月17日付け滝議第127号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課副主幹	小野寺 宣 子
保健福祉部子育て応援課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主任主事	小 谷 友 宏
総務部財政課長	吉 井 裕 視
総務部財政課主査	景 由 隆 寛
総務部行政経営課副主幹	浦 川 学 央

(総務部総務課総務グループ)

第18回 厚生常任委員会

H20.11.17(月)14:00～
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）滝川市社会福祉事業団への事業移管について

（資料）保健福祉部

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

11月26日(水) 13時30分

○閉 会

第 18 回 厚生常任委員会

H20. 11. 17(月) 14 時 00 分

第三委員会室

開 会 13:59

委員動静報告

委員 長 堀田委員欠席。委員外～窪之内、大谷。議長出席。プレス空知、北海道新聞、読売新聞、毎日新聞、一般の方3名の傍聴を許可する。

1 所管からの報告事項について

委員 長 (1)について説明願う。

(1) 滝川市社会福祉事業団への事業移管について

狩野部長 説明の前段、先週の11月13日木曜日に私と高橋総務部長が厚生労働省に行き、過日会計検査院から麻生首相に行われた国庫補助金の医療扶助にかかる通院移送費の支給が適正に行われていなかったことの報告について厚労省の所管の課長補佐から説明を受けた。厚労省では会計検査院の報告どおり移送費の支給については適切でなかったということで返還金の事務手続きを含めた説明があった。既に新聞報道もされているが年度内に返還ということで、その説明を伺って持ち帰らせていただくこととし、持ち帰ったことについて内部で早急に詰めて厚労省に対しての対応を考えたいということである。滝川の病院でも治療可能であるにもかかわらずという部分について、厚労省からも指摘を受けているところだが、内部で詰めたことについてはまた報告させていただくのでよろしく願います。

委員 長 このことについて何かあるか。

酒 井 ただいまの前段の報告についてだが、少なくとも会計検査院、厚労省からどういったことを言われ、どういったことを持ち帰って検討中なのかについての資料等を出す必要があると思う。裁判なども続いており、その間の経過については委員会の中ではしばらく報告されていない。委員長に早急な委員会の開催を求めたい。

委員 長 現在部長から説明があった部分については、後ほどもう一度詳しく説明していただく。次回の委員会もあるので審議は後でお願いしたい。報告を続けていただく。

狩野部長 引き続き所管からの説明をさせていただくのでよろしく願います。

山崎課長 (別紙資料に基づき説明する。)

深村主査 (別紙資料に基づき説明する。)

谷本副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

佐々木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

深村主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長 きょう説明いただいた以外の基本的な譲渡に対する考え方を聞きたい。

① 市から事業団へ管理運営委託費が支出されているが、基本的にこのスケジュールどおりにいけば4月以降はどういう市からの金の流れになるのか、それともないのかを伺う。

② 施設の債務の返済の説明があったが、それは基本的に市で返済していくと思うが、譲渡後の修繕や建てかえ等についてはどうなるのか。

③ 今指定管理で事業を委託している高齢者、障がい者、保育のそれぞれは非

常に重要な事業と思うが、継続性の担保はどう取るのか。恐らくもっと責任が重い理事会のあり方にならないと継続できないと思うが、その辺に対する4月以降の市の関与はどうか伺う。

④ 自立なので本来なら一般の民間の参入が可能と理解するが、私はそれ自体には賛成ではない。要するに事業だけうまく継続し得る、身売りがしやすいというか、民間も買いやすいものだけ買い、不採算のものについては知らないというやり方は好ましくないと思うが、一般のその他の民間の方からすれば事実上民間参入をオミットされたような感じになる。それについて市としてどう反論というか事情を説明するのか伺う。

山崎課長

①② 数字そのものについては、かなりいろんな数字が出ており、譲渡したらどうなる、譲渡しなかったらどうなるといったものを比較してどうかといったこと、あるいは実際の金額等については最終確認でまだ示せない部分がある。断続的に協議する中で近いうちに出さなければいけないという自覚のもとに進めているので、②についても実際にどれくらいの規模で幾らかかってということ踏まえて実際にシミュレーションしており、次回以降ということで理解願う。

③ 前回の委員会でも概要のみをお知らせしたが、市としても安定したサービスの提供、そして事業団がサービスを続けられなくなってやっていけなくなることは、イコール市民にサービスを提供できなくなることでもっとも恐れていることである。1番目の資料の⑦協定書(素案)となっているが、事業移管条件のところでこういう条件を付して、こういう法的な監視の中で譲渡したいというものも示したいと思っている。

④ 事業団については、昭和50年から養護をつくって経営のノウハウを十分蓄積し、なおかつ経営規模としても十分やっていける規模に至っているということを中心に、ほかの民間よりベターであるという考えだが、以前に概要で説明したという誤った感覚があったので、その辺についてはきちんとペーパーで次回示すことで理解いただきたい。

委員長
渡 辺

他に質疑はあるか。

① 利用者が主として老人にかかわることが多いことで、民間委託ということで広報の役目が大きいと思う。事業団が広報の役目をどうするのか。相談についても、事業団になったからどこでどんなことを相談するのかといった大きな窓口が必要である。在宅介護にして介護費用をできるだけ縮小したいという政府のねらいで在宅を無理強いということにならないのか。民間なのでおじいさん、おばあさんの言うことはだめとはならないか。利用者に向けての優しい窓口、相談といったことが漠然としているので説明願う。

② 民営化で市の財政はどうか。市は財政負担をある程度のものを出して事業団に預けて終わりとするのはどうか。国や道からの補助金が来た場合にどういう経路になるのか。民間にして施設の固定資産税をとろうとしているねらいはないのか。民営化によってねらいの底にそういったものがないのか伺う。

③ 民間なので経営が破たんすることが考えられる。会計上の経理で横領が出たり監査が甘くなったりしてその施設が破たんした場合に法律的にどういったことになるのか伺う。そこで働いている方々が賃金が安いということで争議行動を起こした場合はどうなるのか。民間になってどういう枠をはめるかわからないが、民間経営というものをきちんと線を引いてはどうか。

山崎課長

④ 今でも役所の方が事業団だったりとということで人事が複雑になっている。指定管理者は必ず役所の天下りになるという人事がないとは全く言えないと思う。そういうための事業団なら市民のためにならないと思うがいかか。

① それぞれの施設ごとの相談については、今まで同様市の窓口で相談を受けて間に入るような形で対応する。包括支援センターでは施設、施設外も含めてすべての相談を受ける体制をとっているのも、もちろん周知は図るが、遠慮なく相談いただきたい。利用者に対して優しくというのは当然であり、気づいたところはどんどん言っていただきたい。

② 譲渡したら市の財政としてどうなる、何年後にこうなるといったことについては、次回以降必ず示すので理解願う。補助金については、基本的には今までと変わらない。本人の払った利用料等については、これまでいったん市経由だったものが直接になるとか、あるいは民間になったことで新たに補助金のつくものもあるが、直接社会福祉法人の申請によって道の審査により給付されることになると思われる。固定資産税については、社会福祉法人が社会福祉事業を自主事業として行う限りにおいては非課税となっている。

③ 事業団サイドの収支計画、実際に経営が成り立っていくかを市としても確認したものを出し、市の財政も事業団の財政もきちんと安定して当面やっていけることを確認いただいた上で最終的に議案を提出したい。

④ 社会福祉法人に組合があるところもあるが、現在事業団にはない。将来的な懸念材料ということでは事業団とも話をしてみるが、私どものほうでこうする、どうなるとは言えない。天下りについては、事業団に限らず適正な部署も含めてきちんと対応されるべきと思っている。

委員 長
酒 井

他に質疑はあるか。

本来であればもう少し具体的なものについて質問したかったが、きょうに関しては方向性だけを説明するという事で前回と何ら変わらないが、数字面での資料が出た点では評価する。

① 議論の前提として伺うが、今回の11月26日の協議項目で事業移管条件、資産譲渡条件、市財政長期シミュレーションほかとなっているが、これが出てこないと言えない。特に市財政長期シミュレーションがなければ、事業団に無償譲渡した場合のメリット、デメリットがどうなってくるのかといった基本的な問題も全く見えてこない。これが本当に出てくる保証があるのか。この場ではっきりしていただきたい。

② 自主運営スタートが来年4月ということで目標設定しているが、ゴールが4月ということではいつまでに何をしなければならないという点では、3月議会ですべきではないという形になってくると思う。今の時点で順調に進められると考えているのか伺う。私には全くそうは見えない。これから協議していく中身が見えていない。随時開催すると言うが、ほかにも新タッグ計画などがあり大変と思う。そうした中でスケジュールどおりしっかりやっていくと確認してよいか伺う。

③ ご存じのとおり社会福祉事業団が一般福祉法人化してから市との関与が極めて薄くなった。待機状況などを聞いたら教えてくれるが、その際の選考方法を尋ねると「事業団で適切にやっている」と答える形にとどまっている。一歩踏み込んだ形での市の関与がますます薄くなる感じがするが、現在方向性をどう考えているのか伺う。

④ 事業団の理事会でどのようなことが話されているのか非常に興味がある。一般福祉法人化される前の理事会は極めて限定的なものだったが、現在の理事になられている方は非常に大きな権限、そして義務も持たされている。こうした事業譲渡についてどういったことが話し合われたのか議事録というか流れ的なものがわかる資料を提出していただきたい。

狩野部長

① このままの指定管理でいった場合、事業移管した場合、市にとっての収支見通しについては次回に資料で示したい。事業団側の収支見通しの計画というものも既に要請しており、その辺の整合性を確認したいという状況下にあるので、確認した時点できちんとしたものを示したいと考えている。

② 市にとっても事業団にとっても財政シミュレーションがなければいけないと思っているので、今の段階で進められないという答えは我々にはできない。一番最後に資料をつけているが、これに向けて一生懸命努力している最中である。

④ 既に一般法人化しているので、理事会にはそれなりの責任も備わっており、我々は理事長を初め、役員の皆さんと必要に応じて事業団の移管について協議させていただいているので、出せるものは出すというスタンスでいる。

山崎課長

③ 市の関与を強く持ち続ける方向性というものについては、今用意していない。一般的な社会福祉法人という中での指導体制、道との連携といったものについては言うまでもないが、今回こういう形での事業団への事業移管ということにする以上、一般的な関与だけでいいとは思っていないので、どういう形での関与を継続していくのかについて再度検討させていただきたい。どういうレベルで、どういうふうにしていくというものを後日示したい。

酒 井

結局シミュレーションが次回出てくる保証がない。このような形で委員会を開催されても仕方がない。事業団の理事長に委員会に参考人として出席していただきたいと思っている。理事長の生の声で事業団としてはこう考えているということを知りたい。事業団との整合性と言われたが、事業団側の見通しというものも恐らく今は出されていないと思う。次回の理事会はいつか。次回の理事会がなければその見通しも出せないと思うが、26日の厚生常任委員会までは開かれないうから、そんな中で話し合いといっても次の委員会でできる問題ではない。委員長にお諮りしたいが、可能であれば事業団の理事長に参考人として出席していただきたいがいかがか。

委員長

参考人の招致に関しては正副委員長に一任願う。

狩野部長

既に事業団サイドには収支経営の安定化に向けた計画を出していただくように伝えており、計画づくりは進んでいるということは聞いている。ただ、事業団と多少の数字のすり合わせが必要な部分も出てくると思うので、片方だけ出して誤解を与えないようにしなくてはいけないことで、これがないと核心に触れられないことも認識しているので、事業団にもそのように申し入れをさせていただくことで理解願う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 委員外議員から何かあるか。

窪之内委員外議員

① P6に建設時の財源等が載っているが、この中には土地の取得代金が含まれていないと思うが、含まれているのか。その時点では土地が市の財産だったとしてもその市の財産を先行取得したときの費用というのもあると思うので、この金額の中に含まれていないのであればどういう財産のものかを判断する上でも土地の取得代金をどこかで示してほしいが、含まれていないことであれば次

回ということではいかがか。

② 事業団とのすり合わせによってシミュレーションを示されるわけなので、その時点では事業団が今どういった財産を持っているのかを含めて報告すると理解してよいであろう。

深村主査
狩野部長

① 今一度確認して次回資料として提出させていただきたい。

② 事業団とは指定管理を継続中なので、備品等についても事業団サイドのもの、市のものがあるので整理してから示したい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(1)については報告済みとする。ここで酒井委員から申し出があった厚労省からの説明の資料を配付するので説明願う。

狩野部長

厚労省からは、会計検査院の報告どおりの指摘である。一番下から5行目後半に、「通院移送費の支給に関する判断は同市内のC病院で治療可能であるにもかかわらず、札幌市内の医療機関への移送を認めたものであり、それに基づいた通院移送費の支給は保護基準に定めた『移送に必要な最小限度の額』に違反した取扱いとなっていた。その結果、滝川市福祉事務所の被保護世帯Aに対する通院移送費の支給が過大となっており、これに対する負担金合計1億7,914万5,000円が過大に交付されている」ということで、厚労省からも同額の返還の説明があったところである。生活保護に関する訴訟が今いろいろ行われているが分けて説明する。詐欺及び覚醒剤取締法違反事件の片倉勝彦については、もう確定していることは承知のことと思うが、控訴していた片倉ひとみについての判決の宣告が来る12月2日にある。同じく詐欺事件ということで高寿福祉興産被告板倉信博、小向敏彦の関係については、11月14日に札幌地裁で第1回公判が開かれたが、11月21日10時から第2回公判が札幌地裁で開かれる予定である。滝川市の片倉勝彦ほかへの損害賠償請求事件については、第1回の口頭弁論が9月11日にあり、第2回が10月23日、第3回は来る12月10日午前10時30分から札幌地裁で開かれる予定である。住民訴訟に係る損害賠償履行請求事件については、第1回が9月24日にあったが、第2回の口頭弁論が来る12月24日午前11時から札幌地裁で開かれる予定である。

委員長

今の説明について確認したい委員はいるか。(なし)

2 その他について

委員長

何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は、11月26日13時30分ということで、案内はがきは省略するのでよろしく願います。以上をもって第18回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 15:18